

## 第4章 その他の耐震化の促進に必要な事項

### 4-1. 関係団体との連携

「大阪建築物震災対策推進協議会」は、府内の建築物等の震災対策を推進するため、公共・民間団体が連携して、既存建築物等の耐震性の向上および被災建築物等の応急危険度判定の体制整備を図り、府民の生命と財産を守り、災害に強いすまいとまちづくりに資することを目的として平成10年に設立され、本市も会員になっている。

主な事業内容は、耐震診断・耐震改修相談窓口、技術者向け耐震診断・耐震改修講習会の開催や建築物所有者向け耐震診断・耐震改修説明会の開催、被災建築物危険度判定士講習会による判定士の養成、ビデオ・パンフレットの作成および配布などである。

これらの各事業は、民間団体の協力を得ながら実施しており、本市では今後も引き続き関係団体と連携を図りながら、各事業に取り組むものとする。

また、自治会等の出前講座や、リフォームにあわせた耐震改修の普及活動、防災教育における講師派遣等について、大阪府および建築関係団体と連携を図りながら実施に努める。

### 4-2. 二次構造部材の安全性の向上

#### (1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀、窓ガラス、ベランダ、屋根等の安全対策について、普及啓発を通じて、住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、市民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図っていく。

また、ブロック塀の適正な施工については、大阪府と連携して適切な施工について施工者団体に要請していく。

#### (2) ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策

##### ①窓ガラスや外壁等

人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策や外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策について、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、大阪府と連携し、啓発・指導を行う。

具体的には、大阪府と連携して、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ることや、外壁の改修工事による落下防止対策についての普及啓発を行う。

##### ②天井

東日本大震災では、体育館など大空間を持つ公共施設の一部において、天井材の一部落下などが発生し、人的・物的な被害が生じた。これを受け、平成26年4月に建築基準法関係法令が改正され、大臣が指定する「特定天井」について脱落防止対策を講じるとともに、構造計算の基準の追加・変更等の改正が行われた。今後は、国の技術基準に適合していない特定天井については脱落防止対策を行うよう、施設の所有者および管理者に注意喚起等を行うことを検討する。

### ③エレベーターの地震防災対策

本市では、大阪府と連携し、エレベーターの定期検査等の機会を利用し、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。また、地震発生時のエレベーター閉じ込め防止対策として、管理者、保守会社等の施設管理者に対して、エレベーターの安全性の認識、閉じ込められた場合の対処・復旧方法等に関する知識の普及を図る。

## 4-3. 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

本市では、大阪府と連携し、大規模地震等による崖崩れ等の発生時に、緊急輸送道路が閉塞するなどにより、社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するため、必要な砂防設備、地すべり防止施設および急傾斜地崩壊防止施設の整備や液状化対策に努める。

## 4-4. 居住空間の安全性の確保

### (1) 家具転倒防止

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがある。

このことから、室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定の重要性について、キャンペーンや出前講座、パンフレット等により普及啓発を行う。

### (2) 防災ベッドや耐震テーブルの活用

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができるよう、本市では、大阪府等と連携して防災ベッドや耐震テーブルの活用を促進する。



図4-1 防災ベッドの例

## 4-5. 長周期地震動への対応

国土交通省が示した「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策」(平成28年6月)を踏まえ、本市では、大阪府と連携し、今後適切に対応する必要がある。